

平成26年度  
第1回 加賀市健康福祉審議会子ども分科会 議事録  
(第2回加賀市子ども・子育て会議)

---

日 時 平成26年6月25日(水)午後2時～5時

場 所 加賀市役所別館 302・303会議室

出席者 <会 長>近藤裕成氏

<委 員>河原廣子氏、酒谷百合子氏、宮林直樹氏、辻豊氏、角谷直樹氏、堀井康子氏  
本山香氏、谷敷大輔氏、車佳代子氏、山口美幸氏、中村裕子氏、山本憲一氏  
関好晴氏(以上14名)

<事務局>高川市民部長、平井子ども課長、中野子ども課参事  
吉野子ども課長補佐、河嶋子ども課長補佐

---

- 議 題
1. 「子ども・子育て支援新制度」の概要について
  2. ニーズ調査結果及びニーズ量について
  3. 「子ども・子育て支援事業計画」(案)について
    - ①教育・保育の提供区域について
  4. 子ども・子育て支援新制度における基準条例について
    - ①特定教育・保育施設等の運営に関する基準条例について
    - ②家庭的保育事業等の設備・運営に関する基準条例について
    - ③放課後児童健全育成事業の設置・運営に関する基準条例について
  5. 保育の必要性の認定基準を定める規則について
  6. 今後のスケジュールについて
  7. その他
- 

(事務局)

定刻になりましたので、ただいまから平成26年度第1回加賀市健康福祉審議会子ども分科会を開会いたします。

本日は、公私ともにお忙しいところ、ご出席を賜わりまして誠にありがとうございます。昨年、この「子ども分科会」を「加賀市子ども・子育て会議」に充てさせていただくことになり、本日は、その第2回目の会議の開催となったところでございます。ご存知のとおり、来年の4月より「子ども・子育て支援新制度」が全国で施行される予定でございます。国の「子ども・子育て会議」におきましても、今もなお、制度に必要な事柄につきまして、審議が続けられているところでございます。

委員の皆様方におかれましては、今後、「子ども・子育て支援新制度」の施行あるいは、子ども・子育て支援事業計画策定に向けまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。

(市民部長)

挨拶

(事務局)

各委員紹介

(会長)

挨拶

(議長)

それでは、早速ですが会議次第に従いまして議事を進めたいと思います。本日の会議でございますが、加賀市健康福祉審議会条例第6条第3項の規定に基づき、委員20名中、現時点で13名が出席しておりますので会議が成立していることをご報告いたします。

最初に、議題1の「子ども・子育て支援新制度の概要」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

配布資料の確認及び資料1に基づき説明

(議長)

事務局からの説明が終わりましたが、本件につきまして何かご意見、ご質問はございませんか。

(委員)

これまでの流れをみていて、入所選考会議が必要であることはわかりますが、新たな制度になった場合、選考会や認定・認定証の交付など、新たに行うことになるので、その対応についてどのようになるのか、また認定をする際に、先程の説明にありました1号、2号、3号の区分が、市民の方に理解されているのかも含めて、ご説明をお願いします。

(事務局)

先程の説明にもありましたが、待機児童がないということで、資料3ページの「保育の必要性の認定・認定証の交付」「利用調整」は、都市部における待機児童の対策として、保育が必要な家庭の児童を優先的に入園させるということです。後程、認定のやり方についてご説明しますが、現在待機児童はないので、保護者から認定申請と入園申込を同時に提出していただいて、入園の決定と認定証の交付も同時に行いたいと思っています。

認定ですが、1号、2号、3号と分かれています。これについて一般の方はほとんど知らないと思います。ですから、11月に新年度の入園申込がありますので、そこで新制度の認定のやり方について、お知らせのチラシを作ってやっていきたいと思っています。

(委員)

先程も言いましたが、これまでは審査もなく保育園に入れたが、これからは認定をしなければいけないし、保育に欠けなければ保育所に入れない。これまでしていなかったことをしなければならぬのがまず一点。それと、市民の方々は認定によって保育園に行けるか行けないかが決まってくるのに、それ

を11月の受付と同時に市民に周知しては、なかなか理解が得られないのではないかと思います、いかがでしょうか。

(事務局)

市の認定に関しては、後程の議題にもありますが、市が規則を定めるということになり、予定では9月議会に出すこととなりますので、先行して市としてこうしますというのは難しいですが、一般論として国の制度が来年からこうなります、という案内は事前にしていきたいと思います。

(委員)

地域型保育についてももう少し詳しく教えてください。

(事務局)

子ども・子育て支援給付の施設型給付は、保育園、幼稚園、認定こども園が継続してありまして、認定こども園は現在加賀市にはございません。保育園、幼稚園については、認可保育園、認可幼稚園とご理解いただければ結構です。この認可は県が認可することになり、地域型保育給付は市が認可することになります。例えば東京の方では認証保育園という制度があり、待機児童解消の対策として市が独自に認証するという制度ですが、それに近いと思っていただければ結構です。この地域型保育給付の中に小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育がありますが、これらは後程条例案の中でご説明します。事業所内保育は、加賀市の中で2カ所ございます。加賀市で可能性があるとするならばここですが、社員の子どもだけを預かる場合は、市としては認可できないということになります。これも待機児童解消の一環であり、都会の会社の事業所内保育をある程度一般的に開放して、待機児童対策にも繋げていこうという取り組みだと思っています。この加賀市の2カ所がどうなるか、運営費の面でどうなのか、今後事業所内の方から申請があるかもしれませんが、加賀市は保育園としては充足していますので、申請があるから認可するという判断にはならないのではないかと、今現在は断定できませんが、それも考慮していかないといけないと思っています。

(委員)

現行と大きく変わるの、支払いの形と考えると考えればいいのでしょうか。

(事務局)

施設型給付は、基本的には施設と保護者の直接契約です。保育料については、所得に応じて市が定めますが、保育料の徴収は施設が行うことになり、徴収した保育料も運営費の一部になります。ただし、法人立の保育園については、当面今までどおり市が保育料を徴収し、子どもを育てるための扶助費といえますか、お金を委託費として払うことになります。法人立だけ、この制度では特別扱いとなりますが、施設と保護者の直接契約が基本です。

(議長)

他にご意見がなければ、次に議題2の「ニーズ調査結果及びニーズ量」について、事務局から説明を

お願いします。

(事務局)

資料に基づき説明

(議長)

概要で何か質問があればよろしくお願いします。

(委員)

ファミリー・サポート・センター事業は、保育教育の事業の中に含まれて集計されているのですか。平成19年から運営してきていますが、自分たちはその位置付けだという認識がなく、保育園や幼稚園の並びなのかということを確認させていただきましたが、利用者の方もそんな思いをされている人はいないと思います。こちらも、定期的に預けていただければ受け入れができなかったのも、断ることもありましたし、集計の中ででてきた「仕方なく子どもを家においてきた」というのは、1時間いくらでのお預かりですので、他の市町村のように金銭的な助成もないので、どんな家庭であろうと一律1時間いくらで仕事をさせていただいていますし、金銭的なところでの利用がなかったというのはあると思います。ここで、福井県のような遊具があれば利用するか、というような項目をつけていただいたら、もう少しお母さん方のニーズに即したアンケートの結果が出たのではないかと思います。

(議長)

位置付けはどうなっていますか。

(事務局)

国で定められた質問に対して、全国的な調査の方法から出した数値になるので、加賀市に即しているのかというと少し違う部分もあります。

ファミリー・サポート・センターでの預かりについては、地域子育て事業の中の位置付けです。保育園の認定の話の中で問題があります。国は親の就労の下限時間を設定するように言っています。現状はしていません。そうすると今保育をしてもらっている子どもが、保育の認定を受けられず保育園に入れない場合が出てくる可能性があります。保育園に入れない場合はどうすればいいのかというと、国の考え方は保育園の一時保育だとか、ファミサポの預かりであるとか、そういうものを利用することになります。であれば、そこで利用料が発生します。利用料が非課税の家ですと保育料が非常に低く設定されていますし、今回7月から保育料を改定しますが無料になります。保育園に入っていたら無料だけでも、入れないがために保育なり一時預かりなりの利用料が発生してしまいます。それは理屈に合いませんから、これについては何らかの手立てをしなければいけません。どうするかについてはお答えできませんが、考えて行かなければいけません。

(委員)

加賀市としての子どもを育てていく上での市政的なことになるとと思いますが、先ほどの資料の別冊の

93ページに、4年生から6年生までの子どもと1年生から3年生までの子どもが放課後どうやって過ごすかというところを数字で説明していただきました。その辺は理解できますが、家で過ごすことをよしとしているのか、それとも地域みんなでなのか、加賀市としてどういった方向性を持つかという議論の余地はありますか。

(事務局)

学童クラブの今後の整備や放課後の在り方ということになると思いますが、今日この場ではしませんが、国が放課後子どもクラブということで進めています。国が一体化と言っているのは、小学校の中で学童のところや放課後子ども教室をしている施設が全国に何カ所もあり、そういう場合は一体化して連携した方がいいというのが理屈です。加賀市については同じようなことをしているところはありませんので、連携を進めて行くということは考えていません。

学童というのは高学年になれば、はっきり言って子どもは行きたがりません。4年生以上はあまり利用率が高くないし、子どもたちも自分で何とかできると思っています。ただ、やんちゃをする子どもがいるかもしれません。加賀市にも放課後子どもクラブの検討委員会があり、その中でも議論していくと思いますし、地区の放課後子ども教室も9カ所であり多くないし、それをどういう風に増やしていくかというのは、こちらでも議論していくと思います。こちらの事業計画については学童クラブについても定めてなんらかの方向性を出していくこととなりますから、それは今後の議論になります。

(委員)

このアンケートの別冊資料2-1の108ページに加賀市の任意の設問から見えてきた課題として、保育園の統廃合は可能ということがアンケートからの分析でこのような数値が出ていますが、加賀市として今後統廃合は進めて行かれるのか、この場で訪ねてもよろしいでしょうか。

(事務局)

保育園につきましては、公立17カ所あります。17カ所の保育園に入っている子どもが800人を切るくらいとなっており、小規模です。今後、子どもは間違いなく減っていきます。そうすれば保育園も小規模化していくこととなります。保育園の生活というのは、特に年長児は社会のことを覚えたり、人間としての基礎を築く時期ですから、集団保育の確保は必要だと思います。これからの公立の在り方というのは、ニーズ調査の結果も利用して検討していきます。その結果、十数人しかいない保育園をどうしていくのか計画を立てていかなければいけないと思っております。

(委員)

私が一番心配しているのは、この議論を始めると保育園の統廃合が一番出てくることと思っております。先ほど説明されたように、今後はこの結果を基にそれを考えていくということですので理解をするんですが、この制度自体を考えると本当に加賀市にマッチした制度なのかなと疑問に思います。これはやはり大都会で待機児童がいっぱいいてどうしようもないから空いているところを使おうか、とかいった流れでできているんです。そういうことで国がニーズ調査をするのは十分理解しますが、国の制度に地方が追随しなければいけない制度があるように思います。特に先ほどの説明の中でも、病児・病後児の

保育の必要性云々とありますけれども、そういう施設が必要でないというイメージはありませんが、まづもって子どもが病気になったら母親や父親が子どもを看るのは当たり前です。それをできる社会にするのが本当の子育て制度であって、施設を作ってそれでごまかすというのが本当に国の押す子育てなのかなと思います。ですから、今どうしても作らなければいけない計画というのも理解しますが、十分地域に応じた計画を作っていかなければいけないのではないかと思います。そうする場合、今出てきている資料では皆様もなかなかわからないのではないかと思います。実際、私もそういった話はまったくわかりません。どうすべきなのかももう少し国も行政に情報提供して、それを基に行政の方も市民に提供していただかないとこの制度はなかなかうまく立ち上がっていかないと思います。ここで国の施策がどうのこうのというわけではありませんが、もう少し情報提供がないとなかなかこの議論は進まないのではないかと思います。市の方には申し訳ありませんが、もう少しわかりやすい資料の提供をお願いしたいと思います。

(委員)

今の話で少しずつ見えてきたものがありまして、アンケートは国のベースだけれども統廃合は加賀市独自ですか。

(事務局)

別冊の109ページの独自の施策に関する調査結果というところで、加賀市はご存じのとおり、以前統合計画がございました。そういうことの在り方も検討しなければいけないということで、109ページの場所とか、保育園までの送迎時間とか規模については国のアンケートのほかに加賀市が独自で追加しました。在り方を検討するに当たって国の調査では足りないと思われる部分について追加したものです。

(委員)

誤解をされるといけないので付け加えると、私は保育園の統廃合に反対しているわけではありません。必要なものはいるし、いらぬものはいらぬという観点は大事だと思っていますので、保育園の統廃合はダメだといっていると誤解されては困りますので申し上げます。

(事務局)

今の保育園の在り方ということでいいますと、この事業計画がある程度固まった時点で公立保育園の在り方について皆様からご意見をいただきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

(議長)

なにかと話題に上がりますが、保育園の人数が少なくなってきていますので仕方のないことかなと思います。

個人的に聞きたいのが、放課後児童クラブですけれども時間が17時から18時まで可能と書いてありますが、17時までしか預かってくれないというお母さん方の話を聞くのでどうなっているのか教えてください。

(事務局)

学童クラブはだいたい19時まで大丈夫です。

(委員)

学童では、各学童の方で決めていて、うちの学童では昨年度までは6時半でしたが、今年度から6時40分まで預かることにしました。

(議長)

ほかに質問がなければ次の議題に入りたいと思います。議題3の子ども子育て支援事業計画(案)について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料に基づき説明

(議長)

事務局からの説明が終わりましたが、なにか質問はありませんでしょうか。

(委員)

先ほど事務局から中学校下で区域を定めたいという説明がありました。理解は十分するんですが、正直言いまして中学校区域というのは、加賀市は一つということから考えると、中学校区とか小学校区とかを離れて、本当にニーズ的な区域を定めてモデル的な区域を作ってもらえないかなと思っています。というのは、中学校区にしてしまうと、本当にこの地区にいるのかなというサービスが出てくるわけです。こういうことも含めて今一度中学校区、小学校区を離れて加賀市一つとしてこの地区を分けていただくことを考える時期ではないかなという風に思います。

(事務局)

圏域の設定をしなさいという風にあると先ほど言いましたように、1圏域でも計画はできます。国は1圏域という計画はしていないと思いますが、1圏域の方が計画を作る方も事業計画は簡単というか、細かくすればするほど圏域ごとに目標量なりを定めなければいけないので。ただ、1圏域でいいのかというと、本心は1圏域の方が楽です。なんらかの圏域を設定しなければいけないということであれば、中学校区というところがございます。

(委員)

決して1圏域にしてくださいとかいう意味で申し上げたのではなくて、中学校区をもう少し考えられないかなと申し上げたんです。6つではなくて、全体を3つくらいでいいのではないかと。6つにこだわって圏域を決めなくても、今回の計画については3区域にするとかということが考えられないのかなということを申し上げました。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。市としましてはいろんな区域設定があります。やはり中心となるのは小学校区であり中学校区で、まちづくりとかいろんなところでそういう区域設定をさせていただいております。保育の現場だけでまったく新たな区域を作るのも1つの方法ではありますが、基本的には小学校の学校関係、または地域づくりという観点を踏まえまして、いったん中学校区の方で検討させていただいて、内容によっては一体だという区域をつくることを検討するという考え方で進めさせていただいて、区域については考えていきたいと思っております。

(議長)

先ほどありました教育・保育の提供区域については、基本的に事務局案で進めてもよろしいでしょうか。異議がありませんので、そのようにいたします。

続いて、議題4 子ども・子育て支援新制度における基準条例について事務局からの説明をお願いします。まずは、①特定教育・保育施設等の運営に関する基準条例についてお願いします。

(事務局)

資料に基づき説明

(議長)

事務局からの説明があった内容について質問などはありますでしょうか。

(事務局)

この条例ですが、基本的な運営に当たって定めなければいけない条例ということで、これまでと変わる部分はほとんどありません。施設定員や対象時間などがポイントで、今までもやっていることです。

(委員)

これまでとそんなに変わらないとのことですが、幼稚園も保育園も含めて問題がある部分なので確認させていただきたいと思っております。条例で利用定員を定めることとなっています。これは施設型給付を受けた場合のみ設定されるのか、施設型給付を受けないで従来通りで行きますよと言った場合に、条例上に反映されるのか、仮に条例に反映させて方向性としていくとした場合、途中で利用定員等々の変更は園独自でできるのか、条例ですから議会を経て変えざるを得ないのかなという風に理解するんですが、その辺の手続きが非常に煩雑になるということと、施設型給付あるいはこの5年間ほどは方向性が定まらなくてもよいという状況の中で、来年の3月に計画を作るということで、それに伴って条例が制定されるのか、非常にその辺に問題があるかなと思うんですが。簡単に申し上げれば、施設型給付を選ばなければここにある定員とかは条例上載せなくてもよいのか、まず確認をしたいと思っております。

(事務局)

幼稚園に関しましては、今の幼稚園の形ではする必要はありません。幼稚園は3タイプ選べますので、



施設型給付になった場合はこの中に入ります。

(委員)

今の説明の通り、施設型給付を受けなければ今の私学助成のままでいけるということなのですが、そうした場合はこの計画の中ではどのような表現にされるんですか。この計画の幼稚園の数の中に入りますか。その辺が見えてこないのと、認定こども園というのが目の前にぶら下がっているが、制度的にどのようなものなのか理解できません。その辺も情報提供をしていただかないと、選択肢になってきません。私は幼稚園ですから基本的には3歳児以上をうちの園で預かっているんですが、認定こども園になると極端なことを言えば0歳から入れると。認定こども園とか、3つや4つの形式があるとなにがどうなのか勉強しても見えてきません。

(事務局)

まず1点目の認定こども園についてですが、先月に国は仮単価を出しています。出しましたけれども我々が見てもわけがわかりません。法人立の保育園は認定こども園を選ぶメリットが見えません。運営費の面で上乘せがあるとかというのは検討しないと判断はできないとおもいます。これは幼稚園も同じです。子どもが減るといことから考えると、市の保育園や幼稚園が認定こども園になることは今のところないと思います。今後方向性を出して、その上で判断することになると思います。認定こども園は今判断しないといけないというものでもありませんし、新制度がはじまってから移行の判断をすることもできます。新年度へ向けた先走った判断は今のところ必要ないのではないかと考えています。

幼稚園についてですが、私学助成の幼稚園、施設型給付の幼稚園、幼保連携型のこども園、幼稚園型・保育園型のこども園の5つの選択肢があります。それぞれで何が違うのか、手続き上どう違うのかは、施設を整備するに当たって補助金がどれだけ出るのか一切出ていません。今認定こども園に移行することを判断できる人はいないのではないかと考えています。認定こども園に移行しますと手を挙げて、何年度までにしますとか、手を挙げたはいいけどやっぱりやめますとかというのもQ&Aにはありと書いてありましたので、これは慎重に考えなければいけないのかなと思います。

(委員)

これまでの認定こども園と制度が始まってからの認定こども園の違いも正直わかりません。今までの認定こども園は何で、これからの認定こども園が何なのかということも正直な話わかっていないのが現状。能登のところでは認定こども園をとったところが多いんです。今回の制度になった時はリタイアしようかなという話がかかなり多く出ています。その辺の情報提供が本当にないんです。選択肢はあるが何を選択していいのかわかりません。こういう現状でこの制度がスタートしようとしていることに問題があるというのが1点と、もう1点は条例で定めるとありますが、この条例の制定はいつですか。

(事務局)

9月議会に運営の基準条例を出さないといけません。

(委員)

そうすると、この条例を9月に出されるということになると、利用定員を定めるという中に入っているわけですから、その時点でそういう数字が入って条例を出されるのか、どうなんですか。

(事務局)

個別の施設の定員をこの条例に載せるわけではございません。20人以上という文言を載せるだけで、例えば幼稚園が何人だとかそういうものを載せるわけではありません。

(委員)

それであればわかりました。

(議長)

では次に②家庭的保育事業等の設備・運営に関する基準条例について説明をお願いします。

(事務局)

資料に基づき説明

(議長)

事務局からの説明が終わりましたが何か質問はありますでしょうか。ご意見がなければ③放課後児童健全育成事業の設置・運営に関する基準条例について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料に基づき説明

(議長)

事務局からの説明が終わりましたが、なにか質問はありますでしょうか。

(委員)

4ページの下のところ5年間とおっしゃっていましたが、5年間で修了予定のものということになると、その1人を除く補助員の修了を予定していないものと判断したらよろしいのでしょうか。

(事務局)

今後新たになられる方ですか。

(委員)

そうです。

(事務局)

補助員が受けなければならないかということになると、確認はまだ取れていませんが、2人のうち1人は補助員で賄えることから言えば基本的にはないと思います。県に確認させていただきたいと思いません。

(委員)

わかりました。

(事務局)

学童の指導員というのは、保育士や教員の資格があるものの方が望ましいということになっています。今回は、県の研修を受けなければならない、最低2人うち1人は有資格者、もう1人は補助員でいいのですが、現行でも指導員に対しては県が主催する研修などに参加していますから、研修方法に関しては変わることはないと思います。最低基準ですから、学童の有資格者・無資格者に関わらず学童の方の支援についても県が主催する研修会とかに積極的に参加してほしいという話になると思います。

(議長)

ほかによろしいでしょうか。以上の各条例骨子案については、皆様のご意見を基に最大限反映させて次回に入って決めさせていただく形でよろしいでしょうか。それでは、議題5の保育の必要性の認定基準を定める規則について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料に基づき説明

(議長)

よろしいでしょうか。皆様わかりましたでしょうか。これで事務局からの説明が終わりましたが、質問はありませんでしょうか。

(委員)

48時間云々と書いてありますが、現在と今後はどう違うのか今の説明では正直言ってわかりません。どういう方が外れていくのか、いくら経過措置があるとはいえ、経過措置がなくなると該当する部分ですから、今は待機児童がいなくて少々保育に欠けていない場合でも入っていたというのが現状だと思うんです。経過措置が過ぎてこの基準通りになると言った時にはどのような人が外れるのか、教えていただきたい。

(事務局)

48時間というのはひと月の働く時間です。1日当たり3時間、週4日働くと48時間になります。それに満たなければ保育の認定が受けられず保育園に入れないということです。その人たちはどうするのかと言ったら、国は保育園ではなくて保育園の一時保育とか預かりを利用してくださいと考えていま

す。そこは非常に不合理といいますか、逆行している部分があります。それで最低の時間を定めなければいけませんから、経過措置を設けて決めました。ニーズ調査では就学前の回答で1818件のうち、1日当たり3時間から4時間以内の就労している家庭母親は114件でした。それが何日働いているかというのは集計できていませんが、今はしていないけれども1日当たり3時間から4時間働きたいと希望している人は11件でした。数で言えば少ないと言え少いんですけど無視はできません。その辺については、なんらかの手立てはしないとイケないと思います。

(議長)

この件につきましても、先ほどの条例骨子案と同様に皆様のご意見を最大限反映した形で次回示させていただくという形でよろしいでしょうか。ご意見がなければ、議題6今後のスケジュールについて事務局から説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

資料に基づき説明

(議長)

事務局から説明がありましたが、よろしいでしょうか。

(委員)

学童について資料4-3の3ページの一番下の段ですが、国の示す基準というところで職員に対して研修の機会を確保しなければならないとあります。そのとおりにかなと思います。学童の現状について話させていただきたいと思います。学童によって子どもの多い少ないがあり、指導員の数もそれに伴って多い少ないが出てきています。子どもの数も毎年変わって、入ってくる金額も変動するため、指導員の給料もなかなか安定しません。このため、なかなか指導員が定着しない学童もあります。確かに研修の機会も確保しなければいけません。研修がなかなか受けられない現状があります。研修に行く時間がない指導員もいますし、毎年指導員が変わったら毎年研修を受けなければならないことも問題かなと思います。4ページのところもその通りなんです。毎年指導員が変わるというところで、指導員の確保という問題があります。指導員が定着するような体制が整うようなものがあればいいなと思います。

(事務局)

国では指導員の処遇を充実すると言っていますが、中身については出てきていません。学童の指導員にそれなりの給料を払えるような支援があるのかと言えば、今は答えるのが難しいのかなと思います。

(議長)

ほかに聞いてみたいことはありますか。事務局からの説明がすべて終わりました。本件すべてに関して何か質問はありますか。

(委員)

地域子育て支援拠点事業の実績とファミリー・サポート・センターの実績を3年分まとめたものをもってきました。事業の内容をご存じない方もいらっしゃると思いますので、市内のまちづくりをお願いして回覧させていただいています。地域によっては回覧が回らないところもありますので見る機会も少ないと思います。この機会にじっくりと見ていただいて、利用されるお母さん方の感想とか子育てお母さん事情とかを知っていただければと思いますので一読くださいませ。よろしくお願いいたします。

(委員)

計画案を見ていると新制度を決めるための1年間であって、学童の方が言われたような加賀市の細やかな部分を話し合う機会はあるのでしょうか。今年の子ども分科会は決め事がありきで動く1年なのかなと思いました。決めていくときには予算案というものは動きませんよね。あくまで書類的なことが1年間動いていくんだと思うんですけど、いろんなシステムを作っていけば本当は市と話し合えばできるものかもしれないですよ。そういった見え隠れするもの話は今年ないんですか。

(事務局)

この計画を作らなければいけませんから、継続してこのような会議でお話するとかいろんな機会を捉えて、我々は現場で関与しているわけではないので情報を入れなければいけません。保育園でも延長がありますし、いろんな機会でも情報を取りながら進めて行きます。予算付けにつきましては、今年3月に計画が決まるので27年度の予算付けは難しいと思います。当然、市の27年度の予算編成をするにあたっては、認定こども園になったときに市がどれだけお金を出さなければいけないのかは決めて行かなければいけませんし、間に合わなければ補正対応になるかもしれません。

(議長)

ここに出た内容を何か形として、次回までに何か返ってきてほしいということですよ。今日出た内容なり質問なりを検討していただけたらなと思います。よろしくお願いいたします。本日の議題につきましてすべて終了いたしました。委員の皆様には長時間にわたってご審議いただきましてありがとうございました。次回は7月23日水曜日午後2時からこの場所で行いたいと思いますので、皆様予定を空けておいてください。本日のこども分科会を終了したいと思います。長時間ありがとうございました。